

介護保険制度における 広域連携及び都道府県による小規模自治体の補完

厚生労働省老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

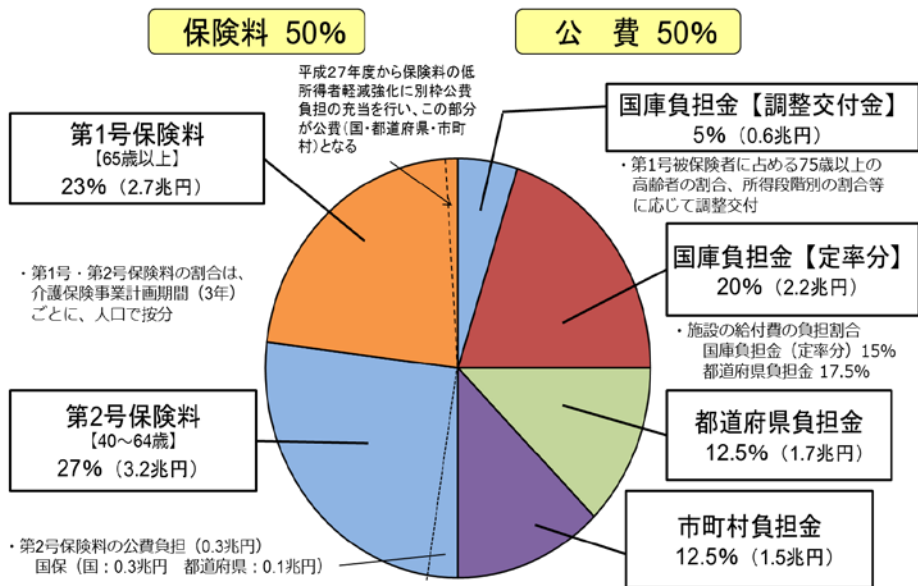
介護保険制度について

介護保険制度の概要

- 介護保険は、地域住民に身近な行政主体である市町村が保険者（全1,571保険者）となり、保険料の賦課・徴収、要介護認定、保険給付の支給、介護予防の取組等を行う制度。
- 保険給付の財源構成は保険料50%、公費50%であり、保険者である市町村も12.5%を負担している。
- 市町村は3年を1期として、介護サービスの整備見込み量等を盛り込んだ事業計画を定めるとともに、それも踏まえ介護保険料の設定を行っている。

介護保険の財源構成と規模

(令和3年度予算 介護給付費：11.9兆円)
総費用ベース：12.8兆円



※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

介護保険制度における市町村及び都道府県の役割

介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県等が、役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。

市町村の役割

- 介護保険制度創設時に、介護サービスの地域性や市町村の老人福祉や老人保健事業の実績、地方分権等の流れを踏まえ、国民に最も身近な行政単位として、介護保険の保険者とされた。
- 3年を一期として介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計等を行うとともに、保険料を設定。

都道府県の役割

- 介護保険法第5条において、「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない」とされており、介護保険事業の保険給付の円滑な実施の支援のための介護保険事業支援計画を策定
- その他、財政安定化基金の設置、報告徴収の実施、事業者の指定、費用負担等、給付と負担の両面において役割を担っている。

◎介護保険法(平成9年法律第123号)

(国及び地方公共団体の責務)

第五条(略)

- 2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。
- 4 (略)

介護保険制度における広域連携

広域連携の状況等

■ 介護保険制度における保険者の広域化を図る主な形態

※実績は令和2年4月1日時点

- **広域連合**（地方自治法）：26地域・165市町村
- **一部事務組合**（地方自治法）：14地域・45市町村
- **機関の共同設置**（地方自治法・介護保険法）：
介護認定審査会について266地域・1,038市町村

■ 広域化している主な業務及びその効果

□ 要介護認定業務等の事務の効率的実施

- 要介護認定業務の広域実施
 - ▷ 介護認定審査会委員の確保、認定事務の効率化、近隣市町村における公平な認定
- その他、介護保険事業計画の共同策定や相談窓口の共同化等
 - ▷ 事務の効率化

□ 介護保険財政の広域化

- 介護保険財政の安定化、近隣市町村における保険料の不均衡の解消、高齢化に伴う市町村ごとの保険料変動の平準化

- 厚生労働省としても、広域連合や一部事務組合等を予定している地域に対するシステム構築のための財政支援（補助率1/2）を行っている。
- また、市町村が策定する介護保険事業計画のガイドラインとなる基本指針（大臣告示）においても、広域化に係る記載を盛り込みその推進を図っている。

【介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和3年厚生労働省告示第29号）（抄）】

市町村相互間の連携に関しては、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推進することが重要である。その際、複数の市町村による広域的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意することが重要である。

介護保険制度における都道府県による小規模自治体の補完

都道府県による市町村支援の状況等

- 介護保険では、都道府県は保険者ではないものの、保険者である市町村と同様に介護保険事業支援計画を策定し、管内市町村の取組支援を行うとともに、保険給付の12.5%（介護保険施設に係る給付の場合には17.5%）を負担している。

また、地域密着型介護サービスを除いては、都道府県（政令市、中核市）がサービス事業者の指定・監督を行う仕組みとなっている。

- 都道府県が実施する市町村支援の実施例は以下のとおりであり、特に小規模な自治体における人材育成や業務負担の軽減につながっている。
 - 介護保険事業計画の策定に係る介護ニーズの把握や地域差のデータ分析の支援
 - 地域支援事業に係るアドバイザーの派遣や各種研修・情報交換会の実施による人材育成支援
 - 介護認定審査会の広域実施等に係る情報提供や市町村間の調整

- 厚生労働省としても、保険者機能強化推進交付金等（※）の活用により、都道府県による市町村（保険者）支援の状況等に応じた財政支援を行っている。

※ 自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための交付金（令和3年度予算額400億円のうち都道府県分は20億円）

【令和3年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（抄）】

- 管内市町村の地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて、都道府県単位での関係機関との連携体制の構築に取り組んでいるか
- 自立支援、重度化防止等に向けた市町村の取組支援のため、リハビリテーション専門職等の確保や派遣等を関係団体と連携して取り組んでいるか
- 在宅医療・介護連携について、管内市町村の事業の進捗状況を把握した上で、市町村を支援するために必要な事業を行っているか
- 生活支援体制の整備に関し、市町村の進捗状況を把握し、広域的調整に関する支援を行っているか

介護保険制度事務の広域的实施に関する調査研究事業① (平成30年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)

調査目的・概要

調査目的

小規模な市町村の増加が見込まれる中、介護保険の安定的・効率的運営を行うための選択肢の一つとして、広域連合や一部事務組合の活用、機関の共同設置等の対応をとることが考えられるが、市町村における広域化や事務委託等の活用経緯や効果、課題等の実態は明らかになっていないことから、市町村における効率的な介護保険事務の実施に向けた検討に資する基礎資料を得ることを目的として調査・分析を行うもの。

調査概要

調査対象

全都道府県及び市町村
(電子メールで調査票を配布)

調査期間

平成30年12月7日～平成31年1月31日

介護保険制度事務の広域的实施に関する調査研究事業② (平成30年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)

調査結果

1. 市町村における介護保険事務効率化の実施状況について

- 市町村の介護保険事務の担当職員数は15人未満が最も多く、介護保険事務の負担は「大きい」が約4割と最も多かった。
- 広域化を実施していない市町村において、広域化した場合の負担軽減の見込みについて、「軽減すると思う」と回答した割合は「指導・監査」が最も高く、次いで「事業所指定・指定更新・変更」が高かった。
- 広域化を実施している市町村において、広域化前の課題は「広域化のためのノウハウが不足していた」、「相手方との調整が困難だった」ことが挙げられた。また、広域化後の課題は「調整に時間がかかるようになる」、「独自の施策を反映しにくくなる」ことが挙げられた。

介護保険制度事務の広域的实施に関する調査研究事業③ (平成30年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)

調査結果

2. 都道府県における介護保険事務効率化の支援状況について

- 都道府県の介護保険事務に携わる職員数は、常勤職員は20～30人未満が最も多く、非常勤職員は1～5人未満が最も多かった。
- 市町村支援の具体的内容は、「専門的知見のある人物による市町村職員の育成支援」が最も多かった。
- 市町村支援による市町村側のメリットとしては、「市町村の既存職員の専門性の向上につながっている」が最も多く、次いで「市町村間の連携が促進されている」ことが挙げられた。
- 一方で、都道府県側のメリットとしては、「市町村との連携強化につながった」、「県事業に必要な市町村現場の二ーズの共有ができる」こと等が挙げられた。
- 市町村支援に対する課題としては、「市町村の人員不足の解消につながっていない」、「都道府県の負担が増加している」ことが最も多く、次いで「市町村の財政負担の軽減につながらない」ことが挙げられた。
- 市町村支援に関し、都道府県に寄せられる市町村の具体的な要望については、「専門的知見のある人物による市町村職員の育成支援」が最も多く、次いで「財政的支援」が挙げられた。

介護保険制度事務の広域的实施に関する調査研究事業④ (平成30年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)

考察

■ 広域化の状況について

- 介護保険事務の広域連合の形成状況について、総人口が少ない自治体の実施割合が高い傾向にあった。

■ 広域化の余地がある業務について

- 指導・監査や保険料賦課徴収（特別徴収、口座振替）など、業務場所の立地が影響しない業務は広域化の余地があると考えられた。
- 直接住民と接する業務を広域化した場合、住民へも何らかの影響が及ぶため、ハードルが高いという意見があった。

■ 広域化の促進に向けて都道府県・国に求められる対応

- 広域化を進める上で、システムの改修費用は莫大であり、負担が大きく自治体が単独で賄うことが難しい。
- 介護保険制度が複雑化し、市町村に高い専門性が求められる一方で、職員が少なく負担が増大している現状。
- 市町村支援の優良事例、有識者に関する情報の共有や市町村を対象とした意見交換会や研修会が必要であると自治体の要望があった。